多土開委第２号

多治見森下テクノパーク造成事業　確定測量及び開発協議変更申請業務委託

特記仕様書

１ 適用範囲

　特記仕様書は、多治見市土地開発公社が実施する「多治見森下テクノパーク造成事業　確定測量及び開発協議変更申請業務委託」に適用する。

　本件に適用する共通仕様書は、岐阜県「設計業務委託共通仕様書」とする。

２ 業務目的

　本件は、多治見市笠原町字森下地内にて実施している多治見森下テクノパークに伴う確定測量作業を行い、当該箇所の登記に必要となる資料を作成するとともに、「（仮）多治見森下テクノパーク造成事業 測量設計業務委託　令和５年度」（以下、「令和５年度　測量修正業務」という）および「（仮）多治見森下テクノパーク造成事業　造成工事　令和６年度」（以下、「造成工事」という）に基づき、事業地の施工に伴う変更設計、事業地造成にかかる開発変更申請を支援することを目的とする。

３ 業務概要

（１）測量業務

　・4級基準点測量　　　　 Ｎ＝8点

　・出来形確認測量（街区） Ａ＝0.90ha

　・打合せ協議　　　　　　Ｎ＝一式（中間1回）

（２）設計業務

（２－１）造成修正設計

　　・設計条件の整理、現地踏査　Ｎ＝一式

・縦横断修正　　　Ｎ＝一式

　　・排水修正設計　　Ｎ＝一式

　　・設計図修正　　　Ｎ＝一式

・報告書作成　　　Ｎ＝一式

　　・照査　　　　　　Ｎ＝一式

　（２－２）各種申請業務

・各種許認可申請　Ｎ＝一式

（２－３）その他

　　・打合せ協議　　　Ｎ＝一式（中間0回）

４ 業務内容

（１）測量業務

（１－１）基準点測量

基準点測量については、既往の「令和５年度　測量修正業務」の測量成果の基準点を与点として観測とする。

（１－２）出来形確認測量（街区）

出来形確認測量は、別紙に示す範囲を基本とするが、既往の「令和５年度　測量修正業務」測量成果および「造成工事」の竣工図との整合を図るものとする。

（１－３）打合せ協議

本業務実施に当たり多治見市において、次の段階で打合せを行うものとする。

各打合せには管理技術者が立ち会うこととする。

着手時　１回

中間時　１回

納品時　１回

（２）設計業務

（２－１）造成修正設計

造成修正設計の対象範囲は、測量修正設計業務で実施した0.81haとする。

　① 設計条件の整理

現地踏査及び施工出来形図等に基づき課題整理を行い、「設計条件」（整地、防災、排水、緑地等）の検討を行う。

② 現地踏査

「造成工事」の竣工図および構造物等の位置について確認を行う。

③ 縦横断修正

上記①、②の結果を踏まえ、縦横断図の修正を行う。

④ 排水修正設計

「造成工事」の竣工図に基づき、各排水施設の流域を確認し、必要に応じて修正設計を行う。

⑤ 設計図修正

「令和５年度　測量修正業務」および「造成工事」の図面を用い、変更申請に必要な平面図、縦横断図、各種一般図、各種詳細図の修正を行う。

⑥ 報告書作成

業務の成果として以下の項目について解説し、とりまとめて記載した設計概要書を作成する。

・設計条件

・各種検討内容と結果

⑦ 照査

業務の実施にあたり、共通仕様書 第1108条のとおり、照査技術者を

定め、照査を適切に実施しなければならない。

（２－２）各種申請業務

関係官公署およびその他の関係機関にかかる変更手続きが必要とされる場合は、法令および条例等の規定に基づき変更申請等を行なう。届出等の手続きにおいて、許可・承諾を得たときは、その書面の写しをもって多治見市へ提出すること。

本業務では、以下に示す申請および届出を行うものとする。

・土地開発指導要綱設計協議変更申出

・都市計画法第35条の2第4項開発行為変更協議申請

・上に関連する協議申請

・確定測量に伴う登記変更関連届出

（２－３）打合せ協議

　　各打合せには、管理技術者が立会うこととする。

５ 成果品

　納入成果は、以下のとおりとする。

　　・測量成果簿（Ａ４/簡易製本）　 １部

　　・設計図（Ａ３/簡易製本）　　　 １部

　　・数量計算書（Ａ４/簡易製本）　 １部

　　・報告書（Ａ４/簡易製本）　　　 １部

・打合せ記録簿（行政協議を含む）１式

　　・電子成果品（ＣＤ-Ｒ）　　 正副１部

　　・その他、監督員の指示するもの　１式

６ 守秘義務

　受注者は、業務の遂行上知り得た情報を厳重に管理し、関係者の他に漏らし、又は本業務の履行のため以外の目的に使用してはならない。このことについては、契約期間が終了した後であっても同様とする。

　万一、受注者の責めに帰す情報漏洩が発生した場合、それにより発生する損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、受注者が自己の責任において処理しなければならない。

　受注者の雇用人が移動、退職等により業務を離れる場合についても、受注者はその者に対し取得情報を秘匿させなければならない。

７ 環境配慮

　本業務では、環境に配慮したリサイクル材料の使用に努めること。受注者は、事業全般にわたって環境への配慮、環境負荷への低減行動に努めるものとする。

　（１）本業務における移動・運搬においては、合理化・効率化を図るとともに低公害型の手段を用いること。

　（２）排出された廃棄物を適正に処理すること。

　（３）本業務周辺の環境の清掃及び美化に努めること。

８ 妨害又は不当要求に対する通報の義務

　受注者は契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求を受けた場合又は契約の適正な履行を妨害された場合は警察に通報しなければならない。

　なお、これらの不当介入を受けたにも関わらず通報しない場合は指名停止措置を講じることがある。

　また、受注者は暴力団又は暴力団員等による不当介入を受けたことに起因して履行期間内に契約内容を完了することができないときは、発注者に対して履行期間の延長を請求することができる。

９ 疑義

　管理技術者は、本特記仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合、速やかに監督員と協議して定めるものとする。

１０　その他

　・各種申請の時期は、発注者に確認した上で進めること。

　・各種申請の作業内容は、発注者及び申請届出機関に事前協議して確認し、作業を進めること。

　・事業用地の引渡し時期について発注者に確認し、遅れが生じないようにすること。

・「造成工事」の受注業者と連携し、各種申請書類について現場との齟齬がないよう十分留意すること。